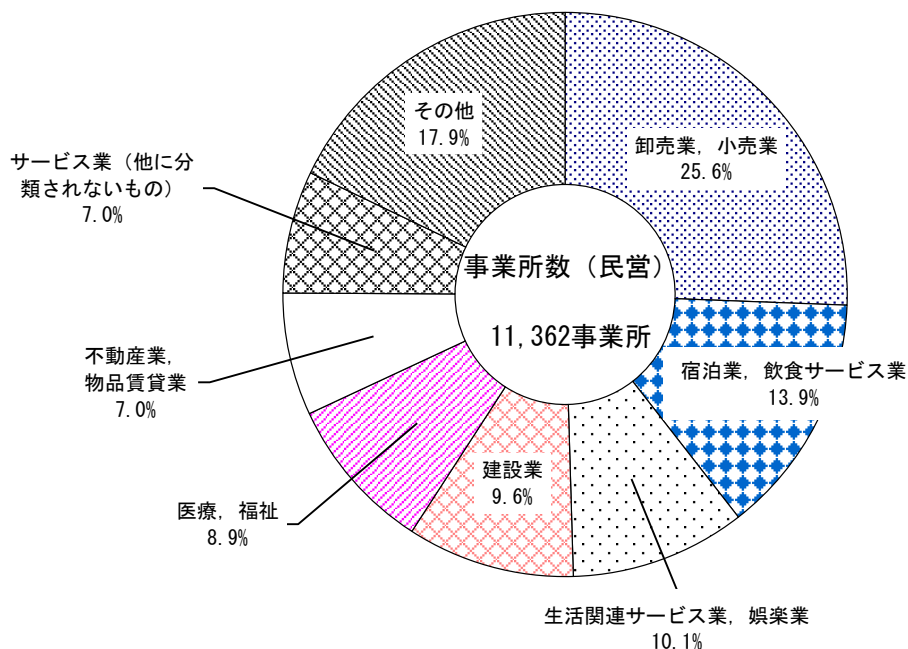
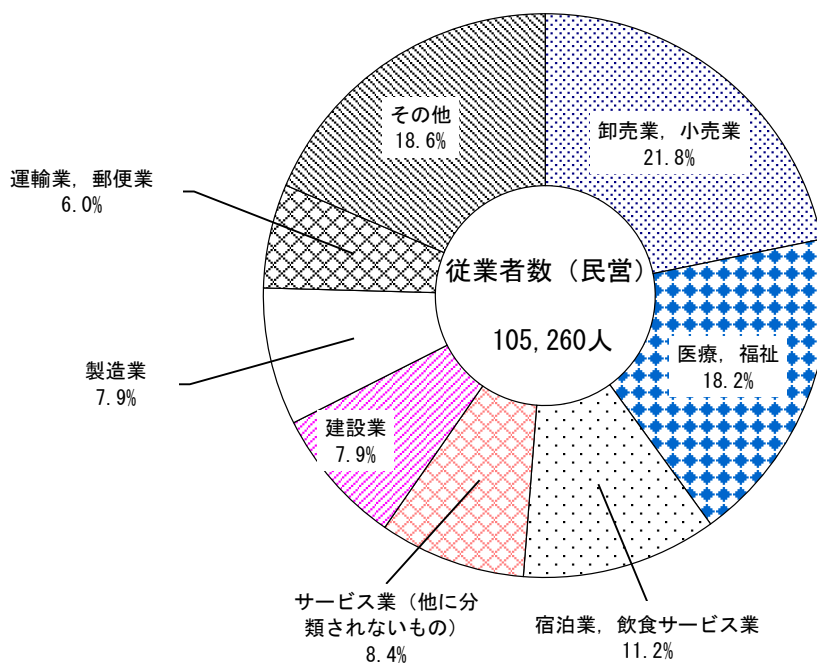


C 事業所

産業大分類別事業所数（民営） 構成比
（令和3年（2021年）6月1日現在）



産業大分類別従業者数（民営） 構成比
（令和3年（2021年）6月1日現在）



（資料：令和3年経済センサスー活動調査）

事業所

26 産業（大分類）別事業所数および従業者数

産業大分類	平成28年(2016年)		令和3年(2021年)			
	民 営		総 数		うち 民 営	
	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数	事業所数	従業者数
総 数	12,918	112,081	11,594	115,394	11,362	105,260
第 1 次 産 業	40	401	53	548	50	520
A1 農 業	10	76	11	78	11	78
A2 林 業	10	74	13	101	10	73
B 漁 業	20	251	29	369	29	369
第 2 次 産 業	1,716	17,850	1,593	16,640	1,593	16,640
C 鉱業，採石業，砂利採取業	3	23	2	12	2	12
D 建 設 業	1,134	8,268	1,091	8,333	1,091	8,333
E 製 造 業	579	9,559	500	8,295	500	8,295
第 3 次 産 業	11,162	93,830	9,948	98,206	9,719	88,100
F 電気・ガス・熱供給・水道業	11	395	14	514	9	329
G 情 報 通 信 業	95	1,246	113	1,875	113	1,875
H 運 輸 業 ， 郵 便 業	265	6,504	260	6,377	258	6,280
I 卸 売 業 ， 小 売 業	3,400	24,511	2,909	22,940	2,909	22,940
J 金 融 業 ， 保 険 業	263	3,061	242	2,958	242	2,958
K 不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	914	2,838	799	2,720	798	2,716
L 学術研究，専門・技術サービス業	432	2,396	442	2,256	433	1,873
M 宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	2,094	13,421	1,576	11,801	1,576	11,801
N 生活関連サービス業，娯楽業	1,340	5,950	1,145	4,603	1,143	4,592
O 教 育 ， 学 習 支 援 業	363	3,180	414	5,783	334	3,532
P 医 療 ， 福 祉	1,000	19,255	1,053	21,190	1,014	19,196
Q 複 合 サ ー ビ ス 事 業	97	1,412	93	1,170	93	1,170
R サービス事業(他に分類されないもの)	888	9,661	803	8,987	797	8,838
S 公 務 (他に分類されるものを除く)	-	-	85	5,032	-	-

(資料:平成28年経済センサスー活動調査, 令和3年経済センサスー活動調査)

(注)1 期日については,それぞれ平成28年(2016年)6月1日現在, 令和3年(2021年)6月1日現在である。

2 個人経営の農林漁家, 家事サービス業, 外国公務に属する事業所を除く。また, 平成28年(2016年)は国および地方公共団体の事業所についても除く。

3 事業所数は, 事業内容等不詳の事業所を除く。

27 産業（大分類），従業上の地位別従業者数

産業大分類	総数	個人業主	無給の家族従業者	有給役員	常用雇用者	雇用形態		臨時雇用者
						無期雇用者	有期雇用者	
総数	105,260	3,543	749	7,572	91,353	65,170	26,183	2,043
第1次産業	520	-	-	89	364	184	180	67
A1 農業	78	-	-	18	53	35	18	7
A2 林業	73	-	-	15	41	37	4	17
B 漁業	369	-	-	56	270	112	158	43
第2次産業	16,640	251	63	2,054	14,048	11,373	2,675	224
C 鉱業，採石業， 砂利採取業	12	-	-	2	10	10	-	-
D 建設業	8,333	179	46	1,430	6,534	5,507	1,027	144
E 製造業	8,295	72	17	622	7,504	5,856	1,648	80
第3次産業	88,100	3,292	686	5,429	76,941	53,613	23,328	1,752
F 電気・ガス・ 熱供給・水道業	329	1	-	-	328	300	28	-
G 情報通信業	1,875	5	1	98	1,705	1,437	268	66
H 運輸業，郵便業	6,280	41	7	219	5,757	4,451	1,306	256
I 卸売業，小売業	22,940	658	190	1,850	19,896	12,543	7,353	346
J 金融業，保険業	2,958	14	4	151	2,777	2,496	281	12
K 不動産業，物品賃貸業	2,716	276	58	663	1,641	1,248	393	78
L 学術研究， 専門・技術サービス業	1,873	153	15	340	1,337	1,137	200	28
M 宿泊業，飲食サービス業	11,801	846	223	484	9,874	5,146	4,728	374
N 生活関連サービス業， 娯楽業	4,592	761	119	283	3,298	2,101	1,197	131
O 教育，学習支援業	3,532	157	13	72	3,224	1,884	1,340	66
P 医療，福祉	19,196	277	40	628	18,077	15,120	2,957	174
Q 複合サービス事業	1,170	10	-	33	1,124	991	133	3
R サービス業 (他に分類されないもの)	8,838	93	16	608	7,903	4,759	3,144	218
S 公務 (他に分類されるものを除く)	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)1 令和3年(2021年)6月1日現在

(資料:令和3年経済センサスー活動調査)

2 民営事業所のみの数値である。

3 個人経営の農林漁家，家事サービス業，外国公務に属する事業所を除く。

4 従業上の地位のうち常用雇用者の内訳については，「正社員，正職員」および「正社員，正社員以外」から「無期雇用者」および「有期雇用者」の区分に変更となった。

5 常用雇用者とは，事業所に常時雇用されている人を行い，期間を定めずに雇用されている人若しくは1か月以上の期間を定めて雇用されている人をいう。

6 無期雇用者とは，常用雇用者のうち雇用契約期間を定めずに雇用されている人を行い，定年まで雇用される場合を含む。

7 有期雇用者とは，常用雇用者のうち，1か月以上の雇用期間を定めて雇用されている人をいう。

8 臨時雇用者とは，常用雇用者以外の雇用者で，1か月未満の期間を定めて雇用されている人または日々雇用されている人をいう。